

綾瀬市女性就労等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て中の女性に対し、必要な資格又は免許の取得を支援することにより、就労及びキャリアアップを促進し、もって女性が活躍する社会の実現に資するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第3条に規定する資格等の取得時において、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する女性であること。
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を育てていること。
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第10条に規定する使用者でないこと。
- (4) 現に無職又は非正規雇用の状態であること。なお、非正規雇用の場合は、正規雇用へのキャリアアップを希望していること。
- (5) 補助対象者及び補助対象者の属する世帯員が市区町村民税（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。
- (6) 本補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練（以下「教育訓練」という。）を修了した際に取得できる資格又は免許その他これらに類するものとして市長が認める資格又は免許（以下「資格等」という。）を取得するために行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本市の資格等の取得に対するその他の補助金、

助成金等の交付を受けたときは、当該資格等の取得は、補助対象事業としない。

3 補助対象者が2以上の資格等を取得する場合にあっては、当該資格等のいずれか一の資格等の取得に限り、補助対象事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、当該補助対象事業について教育訓練給付金（雇用保険法第10条第5項の教育訓練給付金をいう。以下同じ。）の支給を受けた者にあっては、第2号に掲げる経費に限る。

(1) 資格等を取得するための講座の受講料並びに教育施設の授業料及び入学金

(2) 資格等を取得するための試験等の受験料

(3) その他市長が認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、40,000円を上限として、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）とする。ただし、2以上の資格等を同時に受講することにより、包括的な料金体系が適用される場合は、各資格等を単独で取得する場合に適用される料金比率で包括料金を按分し、按分して得た額（1円未満切り捨て）のうち最も高額である資格等を前条の経費とみなし、単独の料金が確認できない場合においては、包括料金を受講資格等数で除して得た金額を前条の経費とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、資格を取得した日から3か月以内に、綾瀬市女性就労等支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 資格等を取得したことを証明する書類の写し

(2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を育てていることを証明する書類の写し

(3) 補助対象者及び補助対象者の属する世帯員の市税等納税証明書。ただし、

公簿等により納付状況を確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(4) 補助対象経費の額を確認することができる書類の写し

(5) 教育訓練給付金の支給を受けたことを確認することができる書類の写し
(当該補助対象事業について教育訓練給付金の支給を受けた場合に限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、当該補助金の交付の申請をした者に対し、綾瀬市女性就労等支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、当該補助金の交付の申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、綾瀬市女性就労等支援事業補助金交付請求書（第3号様式）に綾瀬市女性就労等支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後における資格等の取得について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月26日から施行し、同日以後における申請について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後における申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後における申請について適用する。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市女性就労等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所 綾瀬市
申請者 氏 名
電 話 ()
性 別

綾瀬市女性就労等支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。
交付決定に当たり市税等の納付状況等を確認することについて同意します。
（申請者及び世帯員）

取得した資格等の名称	
資格等取得年月日	年 月 日
補助金交付申請額	円
補助対象経費	円
他の補助金の交付の有無	あり ・ なし
添 付 書 類	1 資格等を取得したことを証明する書類の写し 2 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を育てていること 3 補助対象者及び補助対象者の属する世帯員の市税等納税証明書（ただし、申請する年の1月1日現在に本市に住所を有する方については省略可能。） 4 補助対象経費の額を確認することができる書類の写し 5 教育訓練給付金の支給を受けたことを確認することができる書類の写し（当該補助対象事業について教育訓練給付金の支給を受けた場合に限る。） 6 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

綾瀬市女性就労等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市女性就労等支援事業補助金は、次のとおり決定しましたので綾瀬市女性就労等支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない (理由：)
補助金交付申請額	円
補助金交付決定額	円
備 考	

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市女性就労等支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所 綾瀬市
請求者 氏 名
電 話 ()

綾瀬市女性就労等支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき請求します。

補助金の交付決定通知額	円
交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	綾瀬市女性就労等支援事業補助金交付決定通知書の写し

振込口座

フリガナ			
口座名義人			
金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農 協		
支 店 名	本店 ・ 支店		
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	